

みえ県民力ビジョン 第二次行動計画

《案》
(健康福祉部関係分)

平成 28 年 2 月
三 重 県

目次（施策体系）

(健康福祉部主担当施策)

	政策	施策	別冊頁
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるため～	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり 112 防災・減災対策を進める体制づくり 113 治山・治水・海岸保全の推進	
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 123 がん対策の推進 124 こころと身体の健康対策の推進	1 5 7 9
	3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生 132 支え合いの福祉社会づくり	11 15
	4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり 142 交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）をめざす安全なまちづくり 143 消費生活の安全の確保 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 145 食の安全・安心の確保 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 147 獣害対策の推進	
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進 152 廃棄物総合対策の推進 153 豊かな自然環境の保全と活用 154 大気・水環境の保全	

	政策	施策	別冊頁
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるため～	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり 212 あらゆる分野における女性活躍の推進 213 多文化共生社会づくり	
	2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成 223 健やかに生きていくための身体の育成 224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 226 地域に開かれ信頼される学校づくり 227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実 228 文化と生涯学習の振興	

	3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	25
		232 結婚・妊娠・出産の支援	29
		233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	31
		234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	33
	4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	
		242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	
	5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	
		252 東紀州地域の活性化	
		253 中山間地域・農山漁村の振興	
		254 移住の促進	
		255 協創のネットワークづくり	
		256 市町との連携による地域活性化	

III 「拓く」を強みを生かした経済の躍動を実感できるために、	政策	施策	別冊頁
	1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	
		312 農業の振興	
		313 林業の振興と森林づくり	
		314 水産業の振興	
	2 強じんで多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	
		322 ものづくり・成長産業の振興	
		323 「食」の産業振興	
		324 地域エネルギーの向上	
		325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	
	3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進	
		332 観光の産業化と海外誘客の促進	
		333 三重の戦略的な営業活動	
	4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援	
		342 多様な働き方の推進	
	5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	
		352 公共交通の確保と活用	
		353 安全で快適な住まいまちづくり	
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	

施策12.1 地域医療提供体制の構築

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、地域において必要となる医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携等を進め、地域医療構想の実現に取り組んでいく必要があります。
- 医師の地域偏在等の解消および看護師等の不足解消が課題となっていることから、地域医療に従事する医師の育成と定着促進や看護師等の確保・定着を図る必要があります。
- 救急搬送患者が増加する中、救急医療への対応に困難な状況がみられるため、救急医療体制を確保する必要があります。また、「過疎地域自立促進特別措置法」等の指定地域においては、医療の提供が困難な状況にあるため、へき地等における医療提供体制を維持・確保する必要があります。さらに、リスクの高い妊娠婦や低出生体重児の増加等に対応するため、安心して産み育てる環境づくりを進める必要があります。
- 医療機関の機能分化・連携を進めていく一方で、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関の医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担っていくとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 平成30(2018)年度から、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくことをふまえ、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制の確保ができるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動を行うことを通じ、県民の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するとともに、あわせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

取組方向

- 地域医療構想の実現に向けて、医療機関の自主的な取組および医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 医師の地域偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組むことなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取組を進めます。また、看護師等の確保・定着に向けて、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけや潜在看護職員の復職支援などに取り組みます。
- 救急医療体制を確保するため、県民の適切な受診行動の促進、病院前救護体制の充実、初期・二次・三次救急医療体制の充実に取り組みます。また、へき地等の医療提供体制の維持・確保に取り組むとともに、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期医療における医療機関の機能分担、連携体制の構築、療育・療養支援体制の充実等に取り組みます。
- 県内医療機関の医療安全体制の整備を促進するとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を引き続き実施します。
- 県立病院では良質で満足度の高い医療サービスの提供を図っていくとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、引き続き市町を支援するとともに、県に設置する「国保運営協議会」において国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険の財政運営の都道府県化を円滑に進めていきます。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域医療安心度指数	56.2%	70.0%	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重みづけ（アクセスのしやすさ0.5、かかりつけ医の有無0.25、地域医療に対する理解度0.25）した合計値）
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
12101 地域医療構想の実現 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課) 地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の協議の場（地域医療構想調整会議）を継続的に開催するとともに、地域において不足する機能を担う病床や在宅医療体制の整備支援等を進めます。	地域医療構想の達成度	0 %	28.0%
	【目標項目の説明】 地域医療構想で定めた平成37（2025）年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標（平成37年に100%達成させることをめざして目標設定）		
12102 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 県内の医師不足・偏在の解消に向け、地域医療支援センターにおける三重専門医研修プログラムを活用した若手医師のキャリア支援や医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組み、医師確保対策を総合的に進めます。 また、県内の看護師等の不足解消に向け、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけなど「人材確保対策」をはじめ、「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。	保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度	76.9% (26年度)	80.9% (30年度)
	【目標項目の説明】 人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数の県平均値に対する、平均値より低い4保健医療圏（北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州）の常勤換算医師数の乖離度		
	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 創	206人 (26年度)	243人 (30年度)
	【目標項目の説明】 県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数		
	県内看護系大学卒業者の県内就業者数 創	159人 (26年度)	231人 (30年度)
	【目標項目の説明】 県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数		
12103 救急医療等の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) ドクターヘリの運航や救命救急センター・二次救急医療機関等への支援、県民への啓発活動、へき地医療拠点病院・へき地診療所、周産期母子医療センター等への支援、小児在宅医療を推進する関係機関への支援等に取り組みます。	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	634機関 (26年度)	704機関
	【目標項目の説明】 三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数		

<p>12104 医療安全体制の確保 (主担当: 健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>県内医療機関の医療安全体制の整備に対して必要な支援を行うとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続して実施します。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">医療安全対策加算 届出医療機関数</td><td style="text-align: center;">47 機関</td><td style="text-align: center;">62 機関</td></tr> </table>	医療安全対策加算 届出医療機関数	47 機関	62 機関
医療安全対策加算 届出医療機関数	47 機関	62 機関		
	<p>【目標項目の説明】 100 床以上の医療機関のうち、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数</p>			
<p>12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当: 病院事業庁県立病院課)</p> <p>医療を必要とする人に対して、各県立病院に求められる役割をふまえた良質な医療サービスを提供することにより、患者満足度の向上を図ります。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">県立病院患者満足度</td> <td style="text-align: center;">90.5%</td> <td style="text-align: center;">95.0%</td> </tr> </table>	県立病院患者満足度	90.5%	95.0%
県立病院患者満足度	90.5%	95.0%		
	<p>【目標項目の説明】 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合</p>			
<p>12106 適正な医療保険制度の確保 (主担当: 健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>国民健康保険の財政の安定のために、県内市町の保険料の収納率の向上を推進するとともに、地域医療構想と整合した市町の取組を支援し、一層の医療費の適正化に取り組みます。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">県内市町の国民健康保険料の収納率</td> <td style="text-align: center;">91.41% (26 年度)</td> <td style="text-align: center;">93.00% (30 年度)</td> </tr> </table>	県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26 年度)	93.00% (30 年度)
県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26 年度)	93.00% (30 年度)		
	<p>【目標項目の説明】 県内市町の国民健康保険料の調定額のうち、収納できた額の割合</p>			

施策 1.2.2 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 高齢化の一層の進展で、要介護状態になったり認知症を発症する割合の高い75歳以上の高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増加し、家庭の介護力の低下が懸念されています。
- 介護保険制度を円滑に運営し、サービスの質を向上させていくためには、介護保険制度を支える中心的な役割を担うケアマネジャーや認定調査員等の育成と資質向上が必要です。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護従事者の確保が課題となっています。
- 市町とも連携し、介護基盤の整備を進めているところですが、施設サービスへのニーズが依然として高く、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進める必要があります。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域の特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期からの適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携や、地域で本人と家族を支えるための支援体制を確立するとともに、虐待防止等の権利擁護の取組を充実させることができます。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要になったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域住民やNPOなどに多様な生活支援サービスの担い手として活躍していただくとともに、県が認知症サポーターの養成や当事者・家族の自発的な取組を支援することで、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

- 介護サービスを充実させるため、ケアマネジャー等に対する各種研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者を確保するため、市町や事業者団体等とともに、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上、労働環境の改善等に取り組みます。
- 介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、各地域におけるまちづくりの視点も取り入れながら、生活支援サービスの充実や、在宅医療・介護連携の取組を支援します。
- 認知症の方や家族を支援するため、啓発活動、相談体制の充実、医療・介護サービスの充実、地域での支援体制の整備に取り組みます。また、高齢者虐待を防止するため、介護関係者等に対する研修を実施するなど、権利擁護の取組を進めます。

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 〔創〕	863人 (26年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）
主な取組内容 （基本事業）			県の活動指標
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 （主担当：健康福祉部長寿介護課） 市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、ケアマネジャーや認定調査員等の研修、介護サービス情報の公表、苦情処理体制の整備に取り組みます。	主任ケアマネジャー登録者数（累計）	942人	1,057人
【目標項目の説明】 ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数			
12202 介護従事者の確保 （主担当：健康福祉部地域福祉課） 求人と求職のマッチング支援やシニア世代の介護職場への就労支援等を行うとともに、市町、事業者団体、職能団体、介護事業所等が実施する参入促進、資質向上または労働環境・処遇の改善の取組を支援します。	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	662人 (26年度)	710人
【目標項目の説明】 県福祉人材センターが実施する福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援や、求人・求職のマッチング支援事業等によって、介護職場等へ就職した人数			
12203 介護基盤の整備促進 （主担当：健康福祉部長寿介護課） 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の広域型介護施設の整備を進めるとともに、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。	特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	9,643床	10,647床
【目標項目の説明】 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数			
12204 在宅生活支援体制の充実 （主担当：健康福祉部長寿介護課） 地域包括支援センターの機能強化に向けて、各種研修や地域ケア会議への専門職の派遣を実施するとともに、地域における在宅医療・介護連携や生活支援サービスの提供体制の整備等を支援します。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	339回 (26年度)	440回 (30年度)
【目標項目の説明】 地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数			
12205 認知症施策の充実 （主担当：健康福祉部長寿介護課） 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成するとともに、認知症の早期発見、相談窓口の充実および医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターの運営への補助をします。	認知症サポーター数（累計）	108,069人 (26年度)	175,000人 (30年度)
【目標項目の説明】 認知症の方や家族を地域で支援する認知症サポーター数			

施策 1-2-3 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- 県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進していく必要があります。
- がんに罹患しない、あるいは罹患しても死に至らないようにするためには、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要であり、特に児童期からがんに対する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- 「がん登録の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、がん患者の罹患状況等の情報がより多く集約できるようになることから、これらのデータを積極的に活用してがん対策を進めていくことが必要です。
- 緩和ケアについては、県内各地で医師等を対象として研修を実施していますが、さらに受講者を増やす必要があります。また、患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、正しい知識の普及が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するとともに、がん患者の治療と仕事の両立を支援するための相談体制や情報提供体制等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の生命および健康にとって重大な問題となっているがんについて、がん検診受診率の一層の向上を図ることができるよう、ソーシャルマーケティング^{注1}の手法を対象に合わせて活用し、県民の意識の向上を図るための取組を県民、NPO、企業、医療機関、市町等と連携しながら推進します。また、児童期からがんに対する正しい知識と生活習慣を身につけがん予防が図られるよう、がん教育を推進します。

取組方向

- 児童期からがんに対する正しい知識を習得し、正しい生活習慣を身につけてがん予防を行うため、小中学校におけるがん教育の拡充を図ります。
- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診の受診率向上を図るため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、がん検診への理解を深める取組を県民運動として実施します。また、働く世代に重点を置いた取組を行います。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備等の充実を支援するとともに、三重医療安心ネットワークを活用した医療連携体制の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を推進します。また、市町、医療機関へ分析結果を情報提供します。
- 緩和ケア体制の充実のため、がん診療に携わる医師等に緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、県民に対してがんと診断された時からの緩和ケアの有用性について普及啓発を行います。
- がん患者とその家族の不安、悩みの解消、がん患者の就労支援のための相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

平成31年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	70.8人(26年)	66.0人以下(30年)	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
12301 がん予防・早期発見の推進 (主担当: 健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんの予防・早期発見のため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等と協働し、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、教育委員会と連携して児童期からのがん教育を推進します。	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度)
【目標項目の説明】 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率			
12302 がん医療の充実 (主担当: 健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、がん診療の拠点となる医療機関を指定し、小児がんを含めたがん医療提供体制の一層の充実・強化を図ります。 また、がんの治療効果向上のため、医科歯科連携についても引き続き推進します。	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数	6か所	10か所
【目標項目の説明】 手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数(がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携準拠点病院は県指定)			
12303 緩和ケアの推進 (主担当: 健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんに係る療養生活を送っているがん患者およびその家族を支援するため、療養生活の質の向上に向けて緩和ケアに係る人材育成を支援する取組を推進します。	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	599人 (26年度)	929人
【目標項目の説明】 厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数			
12304 がん患者等への支援の充実 (主担当: 健康福祉部医療対策局健康づくり課) がん患者やその家族の不安等を軽減するため、がんに係る相談窓口を設置するとともに、治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談、企業等への積極的な情報提供等、がん患者の就労支援についての取組を推進します。	がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	232社	1,192社
【目標項目の説明】 説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数			

注) 1 ソーシャルマーケティング: 社会福祉の向上を目的として、行動心理学等に基づき、自発的な健康行動に影響を与えるようなマーケティング技術。

施策 124 こここころと身体の健康づくりの仕事

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル^{注)1}を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんのが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが予想されることから、病気の予防や早期発見、地域包括ケアシステムを活用した取組を強化するとともに、正しい食習慣の定着をはじめ、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得など生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が本県は全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が急務です。また、障がい児（者）や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けられない県民のニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- 本県の自殺者数は毎年400人前後で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進めることができます。
- 平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始されました。法制化に伴う医療費助成対象疾病の拡大等、難病患者等に対する新制度の周知や、医療提供体制の整備等を引き続き推進していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、県民の皆さんのライフステージに応じた取組を行うことが必要であり、住民同士のつながりが強い地域では、健康づくりの取組が継続し、健康の維持や健康寿命の延伸につながると考えられることから、ソーシャルキャピタルを活用した県内各地域の取組を推進します。

取組方向

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組の支援や健康に関する情報提供を行うとともに、県内各地域でソーシャルキャピタルを活用した健康づくりが展開されるよう、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して県民の健康づくりを推進します。
- 特定健康診査の受診率向上の取組等により、病気の予防・早期発見をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策に取り組みます。
- 県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが取り組むことができるよう、さまざまな主体と連携した食育活動を推進し、バランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。
- 歯と口腔の病気は心疾患、糖尿病など全身の病気と関連していることから、三重県口腔保健支援センターを中心に関係機関と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- うつ・自殺などこころの問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。
- 難病患者等への医療費助成や療養支援、生活支援等を行うとともに、医療提供体制の整備の推進に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命 (健康寿命の延び)	男 78.0歳 女 80.7歳 (26年)	男 78.6歳 女 81.1歳 (30年)	国の定める健康づくりの基本の方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民の皆さんが必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
主な取組内容 (本事業)		県の活動指標	
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 生活習慣病に着目した特定健康診査について普及啓発を行い、県民が二次予防を行うことができるよう取り組みます。		目標項目	現状値
		特定健康診査受診率	49.0% (26年度)
		【目標項目の説明】 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率	
12402 歯科保健対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 歯科疾患予防対策、生活の質の向上のための口腔機能の維持・向上に向けた体制整備や、障がい児(者)、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民に対する歯科口腔保健サービスの充実といった歯と口腔の健康づくり対策に取り組みます。		在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	198 機関 270 機関
		【目標項目の説明】 在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	
12403 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。		関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	8か所 37か所
		【目標項目の説明】 企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	
12404 難病対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 難病患者やその家族等の療養生活の質の向上を図るため、医療費助成を行うとともに、相談窓口の設置や、「指定医療機関」の指定をはじめとする医療提供体制の整備の推進に取り組みます。		指定医療機関(診療所)指定数	855か所 1,006か所
		【目標項目の説明】 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関(診療所)」の指定数	

注) 1 ソーシャルキャピタル：人びとの信頼関係や結びつき。

施策 13.1 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備に取り組んでいますが、障がい種別や程度に応じて、地域生活を支援できるよう福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 地域の事業所等における就労訓練を基本に、工賃向上や職場定着、就労の場づくりに係る取組をさらに充実・強化し、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいますが、障がい者が多様な扱い手として活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、市町の一次的な相談機能を高めるため、各障害保健福祉圏域における地域支援機能やバックアップ体制の強化を図ることが必要です。
- 精神障がい者の長期入院の解消に取り組んでいますが、精神科病院からの退院を促進するとともに、地域で安心して生活できる体制づくりを進める必要があります。
- 共生社会実現に向けた啓発活動などの取組を進めていますが、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応など、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。
- 障がい者の社会参加の機会の確保や情報保障に取り組んでいますが、さらなる機会の充実とともに、手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備など情報コミュニケーションの支援が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が自分らしく生き、社会で活動できるよう、「障害者権利条約」で保障されている「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方に基づき、生活や就労、スポーツ、文化など、さまざまな場面で全ての県民によって社会全体で支える取組を進めます。

取組方向

- 障がい者の地域移行を促進するとともに、暮らしの場の確保や医療的ケアを必要とする障がい児（者）の受入体制の整備など障がいの状態に応じた地域生活の支援体制の強化に取り組みます。
- 就労に向けた訓練のほか、事業所の工賃向上支援、職場定着支援、社会的事業所の創設・運営支援による雇用の場の拡大など、就労支援の充実に取り組みます。
- 県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- 広域的、専門的な相談支援体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、ライフステージに応じた途切れのない支援、関係機関の連携強化に取り組みます。
- 休日・夜間における精神科救急医療体制を確保するほか、アウトリーチ^{注)1}の取組を拡大し、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。また、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実とともに、情報コミュニケーション支援に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,410人 (26年度)	1,871人	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775人 (26年度) 8,442人
13102 障がい者の就労促進 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	就労訓練や定着の支援、工賃向上、障害者就業・生活支援センターの機能強化、社会的事業所の創設・運営支援等に取り組みます。	一般就労へ移行した障がい者数	344人 (26年度) 480人
13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (主担当：農林水産部担い手育成課)	障がい者を農林水産業の新たな担い手として育成を図るため、農林水産業で障がい者が活躍できる環境整備に取り組みます。	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	65件 101件
13104 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。また、障害福祉サービスの充実を図るための各種研修を実施します。	相談支援事業における支援件数	55,836件 (26年度) 60,202件
【目標項目の説明】 日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数			
【目標項目の説明】 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数			
【目標項目の説明】 障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、および農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数			
【目標項目の説明】 県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業および専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延べ件数			

13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) <p>電話による24時間医療相談、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備、精神障がい者の地域生活定着のためのアウトリーチなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。</p>	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合 〔目標項目の説明〕 ある月(毎年6月調査)に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合	88.0% (26年度)	92.0%
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障がい福祉課) <p>障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止などに取り組むほか、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実など、社会参加のための環境整備に取り組みます。</p>	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定期率 〔目標項目の説明〕 障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等(29市町、地方独立行政法人)に加えて、公立大学法人および県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合	2.6%	100%

注) 1 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

施策 132 支え合いの福祉社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化、少子高齢社会の進展等により、福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを、社会全体で支え合う体制づくりが、これまで以上に必要となっています。
- 福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- 福祉サービスを担う人材や提供されるサービスの質の向上が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、商業施設や公共施設などを整備することが求められます。
- 家事や外出支援等の生活支援サービスや見守り活動を充実させるため、元気な高齢者自身が地域の担い手となることが必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景には、失業、引きこもり、障がい、病気など多様な要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が求められています。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。
また、市町や各種団体が取り組む地域福祉の推進について、先進例に係る情報提供や広域調整、人材育成など、専門的・技術的な助言・支援を行います。

取組方向

- 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を進めます。
- 運営に課題のある社会福祉法人等に対し、重点的に指導監査を行います。
- 質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域の活動の場づくりや、地域貢献活動を行う老人クラブ等への支援に取り組みます。
- 生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援に取り組みます。また、生活困窮者への相談支援を的確に行い、生活保護に至る前の段階での自立支援に取り組みます。
- 戦没者慰霊事業等への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日常生活自立支援事業の利用者数	1,426人 (26年度)	1,920人	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
13201 地域福祉活動の推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。	民生委員・児童委員の相談支援件数	105,559件 (26年度) 107,000件
13202 質の高い福祉サービスの提供 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、社会福祉施設職員への研修の実施、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。	第三者評価を受審した福祉施設の数	17施設 (26年度) 40施設
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準や適合証の啓発、鉄道駅のバリアフリー化の支援等を進めます。	「おもいやり駐車場」の登録施設数	1,961施設 (26年度) 2,160施設
13204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿介護課)	地域で社会参加や地域貢献活動等を目的に、高齢者のリーダーとなって自主的に活動する高齢者団体を養成するため研修を実施します。また、老人クラブによる地域活動を支援するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）	4団体 (26年度) 87団体
【目標項目の説明】 民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数			
【目標項目の説明】 みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数			
【目標項目の説明】 「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数			
【目標項目の説明】 地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数			

<p>13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p>	<p>就労支援を行う生活困窮者の人数 一 540人</p>
<p>生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、離職等のため生活に困窮する人に対して、相談支援、就労支援など、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>【目標項目の説明】 生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数</p>
<p>13206 戦没者遺族等の支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p>	<p>県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数 31人 64人</p>
<p>戦争犠牲者への慰靈事業を行うとともに、慰靈事業への次世代遺族の参加を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。</p>	<p>【目標項目の説明】 県および全国戦没者追悼式への18歳未満の参加者数</p>

施策144 薬物乱用防止と動物愛護の活性化

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んできましたが、危険ドラッグなど新たな薬物乱用もあり、関係機関と連携して取組を強化することが必要です。
- 動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- 医薬品等製造業者等に対する監視指導や県民への医薬品等の適正使用のための情報提供などを実行してきましたが、引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るために、医薬品等製造業等の監視指導などに取り組む必要があります。また、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 生活衛生営業施設に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行ってきましたが、施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが薬物乱用を許さない意識と動物を愛護する意識を持ち、安心し豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、薬物乱用防止と動物愛護管理の取組を強化します。

また、安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組みます。

取組方向

- 薬物乱用防止に関する推進体制や必要な規制などを規定した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、警察等の関係機関との連携により、危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組みます。
- 新たに三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、動物愛護管理の拠点と位置づけ、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組みます。
- 医薬品等製造業者等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の提供に取り組みます。また、献血については、県民への啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進などに取り組みます。
- 生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険ドラッグの販売店舗数 (インターネット販売店舗を含む)	1件 (26年度)	0件	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗(インターネット販売店舗を含む。)に対し、監視指導を実施した後の店舗数

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

14401 薬物乱用防止対策の推進 (主担当: 健康福祉部薬務感染症対策課) 学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」、さらに関係機関が連携した「取締対策」の3つの対策により薬物を許さない社会環境づくりを進めます。	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	388,992人 (26年度)	689,000人
【目標項目の説明】 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数			
14402 人と動物との共生環境づくり (主担当: 健康福祉部食品安全課) 県の動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護教室などの普及啓発活動の取組等を強化します。 また、動物による危害発生の防止に取り組みます。	犬・猫の殺処分数	627匹 (26年度)	200匹以下
【目標項目の説明】 保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。)(平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして目標設定)			
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当: 健康福祉部薬務感染症対策課) 医薬品等製造業や販売業に対して監視指導やGMP適合性調査 ^{注)1} を実施するとともに、県内薬事関係企業を対象とした研修会等を実施します。 また、安全な血液製剤を確保するため、献血推進に取り組みます。	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.3% (26年度)	100%
【目標項目の説明】 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合(不良品が出た場合は回収となります。)			
14404 生活衛生営業の衛生確保 (主担当: 健康福祉部食品安全課) 生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図ります。	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9% (26年度)	100%
【目標項目の説明】 生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合			

注) 1 GMP適合性調査:「医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理および品質管理の基準」の適合性に係る調査をさす。

施策 145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ^{注)1}等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導や食品の検査等に取り組んでいますが、食の安全・安心を確保するためには引き続きこれらを実施し、県内に流通する食品の安全性を確保することが必要です。
- 米穀の不適正流通や食材の不適正な表示事案が発生していることから、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- 食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、安全・安心な農水産物生産システムの構築を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんのが安心して暮らせるよう、食品関連事業者、生産者および県民の皆さん等幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、危害発生リスクに応じた食品関係施設の監視指導を実施することで施設の衛生を確保します。また、食品中の残留農薬や微生物等の検査により食品の基準の適合性確認を行うとともに、食品関係施設や米穀取扱事業者への立入検査により「食品表示法」や米トレーサビリティ法の基準の適合性確認を行います。
- 食品関連事業者や生産者に対して研修などによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、衛生管理や食品表示等についての自主点検など自主管理の取組を促進します。
- 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開するとともに、消費者懇談会や意見交換会等のリスクコミュニケーションの機会の充実に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制を強化するとともに、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用の監視指導、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進に取り組みます。

平成31年度までの到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品の基準適合の確認率（累計）	16.2% (26年度)	100%	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
14501 食の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進します。 また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。	食品事業者の自主点検実施件数 【目標項目の説明】 自主点検を実施している食品営業許可施設数	728件 (26年度)	34,200件
14502 農水産物の安全・安心の確保 (主担当：農林水産部農産物安全課) 家畜伝染病、米トレーサビリティ法および「農産物検査法」等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理、衛生管理を促進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率 【目標項目の説明】 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合	100% (26年度)	100%

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、鶏などの家禽に強い病原性を引き起こし、感染した家禽の致死率が極めて高いものをいう。

施策 1-4-6 感染症の予防と拡大防止に向けた取り組み

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症の早期探知を行う感染症情報システムを構築するとともに、中心的役割を担っていただく感染症情報化コーディネーターを養成しました。今後は、学校、保育園、医療機関等の施設が、本システムの活用やコーディネーター等との連携により、予防や感染拡大防止に取り組んでいただくことが必要です。
- 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症については、適切な治療や防疫措置を講じるために、感染症指定医療機関の整備や防疫用品等の備蓄を行ってきたところです。今後は、関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の充実を図る必要があります。
- エイズや肝炎対策については、早期発見、感染拡大防止のために、無料検査を行うとともに、陽性者については、相談体制を整備し、適切な治療につなげました。引き続き、県民の方が検査を受けていただくよう啓発をしていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症情報システムを活用し、学校、保育所、医療機関などや、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行えるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう関係機関と連携を進めます。

取組方向

- 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- H.I.V（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等に合わせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	98.6% (26年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
感染予防を普及啓発する推進者の総数(累計)	—	400人
【目標項目の説明】 地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染予防を実践的に行う推進者の総数		
14601 感染予防のための普及啓発の推進 (主担当: 健康福祉部薬務感染症対策課) 地域や施設等における感染予防のために、感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、普及啓発する推進者を育成します。さらに、コーディネーターや推進者等をとおして、県民に予防対策を啓発するとともに、あわせて、感染症情報システムを活用した情報提供を行い予防対策を推進します。		
感染症危機管理体制の整備 (主担当: 健康福祉部薬務感染症対策課) 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群(MERS)等の発生すると社会的影響の大きい感染症に備え、関係機関との訓練を行い、防疫体制の強化を図ります。また、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品を備蓄するとともに、感染症移送車を配備します。	感染症危機管理に関する訓練実施率 20.0% (26年度)	100%
14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (主担当: 健康福祉部薬務感染症対策課) HIV、肝炎検査の検査体制の充実を図るとともに、県民への啓発を行い早期発見につなげます。また、陽性者が安心して治療ができるよう相談体制を整備します。さらに、結核については、的確な治療につながるよう健康診断や医療費の助成等を行います。	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数 1,671件 (26年度)	1,700件
【目標項目の説明】 保健所(四日市市保健所を含む)においてHIV(エイズの原因となるウイルス)検査を受けた人数		

施策23.1 少子化対策を進めるための取り組み

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 県民の結婚や出産等について理想と現実にギャップが生じており、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりに向けて、さまざまな主体の参画を得ながら「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策を進める県民運動を展開する必要があります。
- 核家族化が進み、地域の絆が薄れる中、子育て家庭の負担が増大しています。また、自己肯定感が低い子どもが一定割合いるとの調査結果もあります。このため、社会全体で子育て家庭の負担や不安を軽減するとともに、「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 有害情報の氾濫やインターネット上のトラブルの増加等をふまえ、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、若い世代が妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える人の割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果があります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「社会の宝」、「私たちの未来」である子どもの育ちや子育て家庭を地域社会全体で支えていくため、結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観を尊重するという大前提のもと、県民の皆さんや企業、関係機関等と、少子化等の現状に対する危機感と対策の必要性についての認識を共有し、連携して取り組むことにより、「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを進めます。

取組方向

- 県民や企業、関係機関等、さまざまな主体の参画を得て「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策の取組を進めます。あわせて、県民への少子化対策等に関する情報発信等を進めます。
- 「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。
- 「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。
- 家庭生活や家族の大切さについて考え、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。
- 職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方方が広まるよう、普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけを進めます。

平成31年度末での到達目標

県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 〔創〕	53.4%	62.0%	「みえ県民意識調査」で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
23101 少子化対策を進めるための機運醸成 (主担当: 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、「みえ・たい ³ (たいキューブ)・スイッチ」フォーラムを通じた少子化対策を進めるための機運の醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	—	31,000件
23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり (主担当: 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) 三重県子ども条例の基本理念をふまえ、地域や企業、団体等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査の適正な実施や、携帯電話等販売店において、子どもを持つ親等のフィルタリングサービス導入の必要性に関する理解が進むよう取り組みます。	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	350店舗 (26年度)	3,000店舗
23103 ライフプラン教育の推進 (主担当: 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。	ライフプラン教育を実施している市町の数 〔創〕	10市町 (26年度)	29市町
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 〔創〕	38.6% (26年度)	100%	
〔目標項目の説明〕 少子化対策に関する情報を総合的に発信するウェブサイト「みえ子どもスマイルネット」への月間平均アクセス数	〔目標項目の説明〕 子育て家庭応援クーポンを利用できる県内の店舗数	〔目標項目の説明〕 携帯電話等販売店への調査に基づき把握する、青少年の携帯電話等契約時におけるフィルタリングサービス利用率	〔目標項目の説明〕 携帯電話等販売店への調査に基づき把握する、青少年の携帯電話等契約時におけるフィルタリングサービス利用率
〔目標項目の説明〕 性や妊娠・出産等の医学的に正しい知識や家族の大切さ等についてのライフプラン教育を実施している市町の数	〔目標項目の説明〕 県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合	〔目標項目の説明〕 県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合	

<p>23104 男性の育児参画の推進 (主担当: 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課)</p> <p>男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」^{注)1}の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。</p>	<p>「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数 (累計) 19 企業・団体 <small>(26 年度)</small></p> <p>300 企業・団体</p>
<p>【目標項目の説明】 「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加した企業や団体数</p>	

注) 1 みえの育児男子プロジェクト:「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由を聞くと「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する人に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要です。また、20～30歳代の未婚の人の8～9割の人が結婚を望みながらも、多くの若者が結婚していない状況がある中で、若い世代が結婚をあきらめることのないよう、市町や企業などが行う結婚支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援できるような機運の醸成が必要です。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。
- 地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産・育児支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

出逢いの場の情報提供に加え、既婚者を含む多くの主体の参画を得て、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような取組を進め、結婚を希望する人を後押しします。

また、県内どの地域でも安心して子どもを産み育てることができると実感できるよう、市町や関係機関との連携を進めます。

取組方向

- 結婚を希望する人に、出逢いの場の情報が提供されるよう取り組むとともに、市町や企業、団体等と連携して社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。
- 不妊や不育症に対する経済的支援や相談体制の充実に取り組みます。
- 全ての市町において切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）^{注)1}の取組を進めます。

平成31年度末での到達目標

市町や関係団体と連携が図られ、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数 〔創〕	24市町	29市町	子育て世代包括支援センター等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
23201 出逢いの支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) 「みえ出逢いサポートセンター」における出逢いイベント等の情報提供や、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような情報発信等、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。	出逢いの場の情報提供数 〔創〕	15件 (26年度)	240件
【目標項目の説明】 「みえ出逢いサポートセンター」において情報提供する出逢いイベント・セミナーの件数(年間)			
23202 不妊に悩む家族への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 国補助事業である特定不妊治療助成事業・男性不妊治療のほか、特定不妊治療の上乗せ事業、不育症治療等県独自の市町に対する上乗せ助成による経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 〔創〕	5市町 (26年度)	20市町
【目標項目の説明】 県独自の助成事業を全て利用している市町の数			
23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 各市町が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	22市町 (26年度)	29市町
【目標項目の説明】 妊娠届出時アンケートや妊娠経過の中で、医療機関と連携した市町の数			

注) 1 出産・育児まるっとサポートみえ：親と子およびその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。

施策 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

県民の皆さんとめざす姿

障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等をとおして、人間形成の基礎が培われています。

現状と課題

- 平成 27（2015）年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童解消のための保育の確保や放課後児童対策など子育て支援の充実について、地域の実情に応じ市町に対する支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。また、生活保護世帯の中学生の高等学校等進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあります。いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 発達支援が必要な子どもおよびその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供されることが求められています。
- はじめて乳幼児を持つ家庭などに対し、子育ての不安感や負担感等を軽減する必要があります。
- 子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があります。
- 幼児期は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭、地域と連携・協力し、幼児教育の充実を図っていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

必要な人に必要な子育て支援サービス等が届くよう、行政も含む地域社会全体で子育て家庭を支える取組を進めることにより、地域で安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って成長できる社会づくりを進めます。

取組方向

- 幼児期の教育・保育ニーズ等に的確に応じられるように、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を検証しながら、市町と連携し、地域の実情に応じた、幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援の実施を支援します。
- 「三重県子どもの貧困対策計画」等に基づき、ひとり親家庭等の自立支援や経済的支援、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもへの学習支援を行うとともに、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るために、給付金等の支給および奨学金の貸与等を行います。
- 子どもの発達支援体制の構築をめざして、三重県立子ども心身発達医療センターを整備するとともに、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携して、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援を行います。
- 発達支援が必要な子どもが、身近な地域において早期に適切な支援が受けられるよう、市町等地域の関係機関に対して、専門性を生かした技術指導や助言等の支援を行うことにより、県全体の総合力の向上をめざします。
- 親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安を解消するための交流機会の提供や、子どもが生活習慣や自主性、社会性を身につけるために、家庭においてできること、求められることなどを考える場づくりに取り組むことなどにより、家庭教育を応援します。
- 自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を市町や関係機関と連携して進めます。
- 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組むとともに、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高める研修を実施し、幼児教育の充実を図ります。

平成31年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てができる体制整備が進んでいます。

また、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進めています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
保育所の待機児童数 創	98人	0人	4月1日現在における保育所の待機児童の数

主な取組内容

(基本事業)

23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

(主担当: 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)

保育士の確保と処遇改善、低年齢児保育や病児・病後児保育の拡充、放課後児童クラブの充実等を図ります。

23302 子どもの貧困対策の推進

(主担当: 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)

「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携して、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援を行います。

23303 発達支援が必要な子どもへの支援

(主担当: 健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT)

三重県立子ども心身発達医療センターを整備するとともに、市町への保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口設置の働きかけや専門人材の育成支援、幼稚園・認定こども園・保育所への支援ツールの導入等を行います。

23304 家庭・幼児教育の充実

(主担当: 教育委員会小中学校教育課)

乳幼児等の親同士の交流をはじめ、子育て家庭を応援する取組を進めるとともに、自然体験を通じた子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の普及啓発等を関係機関と連携して進めます。

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の接続に関するカリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進します。また、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高めるための研修等の充実を図ります。

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

放課後児童クラブの待機児童数 創	86人	0人
---------------------	-----	----

【目標項目の説明】

5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童の数

生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数 創	6市町 (26年度)	29市町
---------------------------------------	---------------	------

【目標項目の説明】

生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）またはひとり親家庭が、県や市町等が実施する学習支援事業を利用することができる市町数

「C L M ^{注1} と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 創	33.1% (26年度)	75.0%
---	-----------------	-------

【目標項目の説明】

発達障がい児等に対する支援ツールである「C L Mと個別の指導計画」を導入している県内の幼稚園・認定こども園・保育所の割合

家庭教育を支援する市町・団体数（累計） 創	10市町・団体 (26年度)	74市町・団体
--------------------------	-------------------	---------

【目標項目の説明】

乳幼児の親を対象としたワークショップ等を実施する市町数など家庭教育を支援する市町・団体数

小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 創	—	100%
----------------------------	---	------

【目標項目の説明】

小学校の児童との体験的な交流を複数回行った幼稚園・認定こども園・保育所の割合

注) 1 C L M (Check List in Mie) : 幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。

施策 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケアなどの取組が進んでいます。

現状と課題

- 県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 24（2012）年度から 26（2014）年度にかけて、1,000 件を超える数値で推移しています。その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力強化および市町等と連携した取組の強化が必要です。また、地域社会全体で児童虐待防止に取り組んでいくために、県民に対する一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を予防するため、予期せぬ妊娠に対する支援体制の整備が求められています。
- 児童虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境でのきめ細かなケアが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養護などを必要とする要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットワークを機能させて支援を行います。

取組方向

- 児童相談所の対応力の強化、市町の児童相談体制の充実の支援、警察や医療機関等の関係機関との連携強化、および児童虐待防止のための啓発に取り組みます。
- 医療、保健、教育等関係機関が主体的に連携し、児童虐待の要因となり得る若年層の予期せぬ妊娠に対する相談体制の充実を図ります。
- 平成 26（2014）年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

平成31年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 〔創〕	18.5% (26年度)	21.5%	要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
23401 児童虐待対応力の強化 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 虐待の未然防止に向け、予期せぬ妊娠への支援等を行うとともに、虐待があつた家庭への支援、市町の児童相談体制への支援、市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組みます。	児童虐待により死亡した児童数 〔創〕	0人 (26年度)	0人
23402 家庭養護の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 家庭養護の充実に向け、県民への里親制度の周知や里親登録者の増加を図るとともに、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。	新規養育里親登録数（累計）	—	50世帯
23403 社会的養護が必要な児童への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 施設養護においても、入所児童により家庭的な養育環境を提供できるよう、施設の小規模グループ化を図るとともに、施設の職員体制の充実や人材育成等に取り組みます。	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 〔創〕	8.5% (26年度)	18.1%
〔目標項目の説明〕 要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、グループホーム（地域小規模児童養護施設および児童養護施設の分園）でケアを受けている児童の割合			

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 守る ~命と暮らしの安全・安心を実感できるために~

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
121	県民指標	地域医療安心度指数	施策のめざす姿である「必要なときに寛容して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っている」状態の実現に向けては、病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等への取組とともに、県民の地域医療に対する安心感を高めていくことが重要であることから、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目による複合指標を目標項目に選定しました。	県民の7割が医療に安心感を持っている状態をめざし、目標値70%を設定しました。	56.2%	70.0%
12101	活動指標	地域医療構想の達成度	地域医療構想の実現に向け、平成37年の必要病床数の達成度とともに、入院医療と在宅医療を一体的に整備していく上で、在宅医療提供体制の整備度の評価が重要であることから、2つの指標の平均による複合指標を目標項目に選定しました。	平成37年度に100%達成することをめざし、必要病床数については、徐々に整備が進んでいくことを見込んで平成31年度16%に、在宅医療提供体制の整備については、早期に支援策を講じていくことから、より進捗することを前提として平成31年度40%になるよう、この2つの平均をとって目標値を設定しました。	0%	28.0%
	活動指標	保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度	医師数については、段階的な増加が見込まれてきましたが、一方で医師の地域偏在は、依然解消されない状況であることから保健医療圏間の病院勤務医師数の乖離度を活動指標に設定しました。	人口10万人あたり常勤換算医師数で県平均値を下回っている4つの保健医療圏（北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州）の平均値との乖離度について、過去5年間（平成22年度～平成26年度）の改善率をもとに、平成31年度目標値を80.9%に設定しました。	76.9% (26年度)	80.9% (30年度)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12102	活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数【創】	県内では50歳代以下の医師数は減少しており、救急医療などを担う若い世代の医師をより多く獲得することが、今後の医療体制を整備していく上で重要であると考えて、引き続き「県内の病院に勤務する研修医数」を確保する必要があることから選定しました。	県内の卒後5年目までの医師（初期および後期臨床研修医）が、県内採用者数の推移から平成31年度に243名になることを目標値として設定しました。	206人 (26年度)	243人 (30年度)
	活動指標	県内看護系大学卒業者の県内就業者数【創】	県内で不足する看護職員を確保するため、県内の看護系大学卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから選定しました。	看護師数の受給量推計調査から平成37年時点の不足分を供給するための供給数を算出したところ、毎年18名の増加が必要となります。この数値を補うこととし、特に県内就業率の向上が課題である看護系大学の卒業生で供給する目標を設定しました。	159人 (26年度)	231人 (30年度)
12103	活動指標	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	救急搬送患者のうち軽症者の割合が50%程度ある中、救急医療体制を確保するためには、時間外に初期救急を担う医療機関を増加する必要があることから選定しました。	病院については精神科単科病院を除く全ての病院(87か所)、診療所については主として内科、外科または小児科を標榜する診療所(798か所)の約85%(680か所)を対象とし、その合計767か所が地域医療構想の目標年次である平成37年に参加することをめざし、毎年度、平均14か所増加させていくこととし、平成31年度の目標値を設定しました。	634機関 (26年度)	704機関
12104	活動指標	医療安全対策加算届出医療機関数	診療報酬上の医療安全対策加算の届出の有無により、医療機関における医療安全体制の整備状況が把握できることから、目標項目として選定しました。	100床以上の62医療機関の全てが、医療安全対策加算を取得することをめざして、目標値を設定しました。	47機関	62機関
12105	活動指標	県立病院患者満足度	県立病院を利用する患者の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	県立病院を利用する、より多くの患者の満足が得られるよう、95.0%の目標を掲げました。	90.5%	95.0%

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12106	活動指標	県内市町の国民健康保険料の収納率	県の広域化等支援方針で市町と協議しながら収納率の向上を推進しています。また、国の新たな保険者支援制度の指標の一つであり、かつ保険料の適正な確保は、国民健康保険制度の安定的運営を図る上で最重要課題であるため選定しました。	収納率が90%を超えた平成23年度からの平均伸び率(0.37)をもとに、他県の状況も勘案して目標値を設定しました。	91.41% (26年度)	93.00% (30年度)
122	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	高齢者のニーズに応じた介護等を提供するためには、地域包括ケアシステムの構築とともに、在宅生活が困難となった場合の特別養護老人ホーム等の施設整備が必要であり、それらの充実の程度をあらわすものとして選定しました。	入所待機者が解消されることをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	863人 (26年度)	0人
12201	活動指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)	介護従事者の人材育成と資質向上のため、ケアマネジャーを指導する役割を担う主任ケアマネジャーを増やすことが有効であることから選定しました。	各居宅介護支援事業所に主任ケアマネジャーが配置されていること、ケアマネジャー5名以上が配置されている比較的大規模な居宅介護支援事業所には複数の主任ケアマネジャーが配置されていること、地域包括支援センターに配置されているケアマネジャーは全て主任ケアマネジャーであることが、31年度に全て満たされている状態となるために必要な登録者数を目標値に設定しました。	942人	1,057人
12202	活動指標	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	平成26年度に厚生労働省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」によると、介護従事者の確保がますます重要となることから、県の取組によって介護職場等に就職した人数を選定しました。	「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」による本県の平成32年度の人材不足数の2,156人を充足するために、毎年度確保していく必要がある人員数に加え、職場環境の改善や職員の資質向上を図る研修参加等が行えるための人員を確保できるよう目標値を設定しました。	662人 (26年度)	710人
12203	活動指標	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、計画的に施設整備することをめざして選定しました。	入所待機者の解消をめざし、各保険者(22市町および3広域連合)の「第6期介護保険事業計画」による施設利用者数の見込みをもとに目標値を設定しました。	9,643床	10,647床

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12204	活動指標	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	介護が必要になんでも安心して在宅生活を送れるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活支援に取り組む地域における関係者の連携強化、ネットワーク化が不可欠であり、そのための最も有効な手法が地域ケア会議であることから、地域ケア会議の開催数を選定しました。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の全国の開催状況と本県の開催状況をふまえ、地域ケア会議が本県の全ての地域包括支援センターで開催され、かつ全国平均を上回る回数が開催されるよう目標値を設定しました。	339回 (26年度)	440回 (30年度)
12205	活動指標	認知症サポート数（累計）	認知症の方や家族を地域で支援するためには、認知症サポートを増やすことが必要なことから選定しました。	国が平成26年度に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポート養成の目標数と今後の認知症高齢者の推計数に、今後の養成サポートの質の向上と地域で活躍できる体制づくりの推進の取組をふまえ目標値を設定しました。	108,069人 (26年度)	175,000人 (30年度)
123	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	がんは県民の疾病による死因の第1位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の生命と健康をがんから守るために、がんを予防し、また、がんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから目標項目として選定しました。	平成25年度において、75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数が全国で最も少ない長野県が66.1人（全国平均80.1人）であることから、県の目標値は全国トップレベルをめざすこととし、平成31年度の目標値を設定しました。	70.8人 (26年)	66.0人以下 (30年)
12301	活動指標	がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから目標項目として選定しました。	三重県がん対策戦略プランの目標値である、乳がん50%、子宮頸がん50%、大腸がん40%をがん検診受診率の目標値として設定しました。	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12302	活動指標	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数	県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、標準的・集学的治療の均てん化を図ることが必要であり、がん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、がん診療の拠点となる医療機関の整備を推進する必要があることから目標項目として選定しました。	がん対策推進協議会において、県内のがん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院の整備については、10か所程度が適切とされていることから、平成31年度の目標値を設定しました。	6か所	10か所
12303	活動指標	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）	三重県がん対策戦略プランにおける主目標「全てのがん患者およびその家族の苦痛の軽減ならびに療養生活の質の向上」を達成する上で、緩和ケアに関する基礎的な知識を持つ医師の増加は重要課題であることから目標項目として選定しました。	国が指定するがん診療連携拠点病院において、平成29年度の目標数値として示されている対象医師数の90%の受講者数（606人）に、三重県がん診療連携準拠点病院・三重県がん診療連携病院の対象医師数の80%（323人）を加えた受講者数を目標値として設定しました。	599人 (26年度)	929人
12304	活動指標	がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）	がん患者は、治療に必要な休暇や、治療後の後遺症などから、就労継続が困難な状況になることもあります。各種制度はもとより、雇用主や同僚の理解を深めることが必要であることから、がん患者の就労状況の向上に資する目標項目として選定しました。	全国健康保険協会三重支部との協定に基づく事業所説明会および個別の事業所訪問により、年間240事業所の管理者や人事担当者等にがん患者の支援について理解を求めていくことをめざし、目標値として設定しました。	232社	1,192社
124	県民指標	健康寿命（健康寿命の延び）	県民の皆さんが必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送る期間（健康寿命）の延伸は、「三重の健康づくり基本計画」の全体目標の一つであることから、県民指標として選定しました。	日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間を維持することが必要であることから、健康寿命の延伸を、過去10年間の平均寿命の平均伸び率（男性0.16歳、女性0.11歳）と同程度とすることを目標値として設定しました。	男 78.0歳 女 80.7歳 (26年)	男 78.6歳 女 81.1歳 (30年)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12401	活動指標	特定健康診査受診率	特定健康診査の受診率の向上によりこれまで見つけられなかつた生活習慣病予備群の早期発見が可能となり、その後特定保健指導や医療機関受診へつなぐことで発症予防や重症化を防ぐことができることから選定しました。	平成21年度から平成26年度までの受診率の平均伸び率(1.84)を維持することをめざし、目標値として設定しました。	49.0% (26年度)	56.4% (30年度)
12402	活動指標	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	在宅歯科医療の重要性が一層増す中、地域における在宅歯科保健医療の環境整備を図っていくことは重要な課題であることから、在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数を活動指標に選定しました。	全国の歯科診療所のうち、訪問歯科診療を行っている機関数は全体の27.7%となっている中、三重県においては約20%（全国30位）と低い数値であることから、全国平均を上回ることをめざし、県内歯科診療所約850機関の30%を上回る270機関を目標値として設定しました。	198機関	270機関
12403	活動指標	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	市町や保健所が事業を単独で実施するだけでなく、企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施することが重要であることから選定しました。	29市町全てで関係機関や民間団体が参画した事業を実施するとともに、8保健所において広域的に関係機関や団体が参画した自殺対策を実施することとし、37か所を目標値として設定しました。	8か所	37か所
12404	活動指標	指定医療機関（診療所）指定数	難病患者が身近な地域で安心して質の高い難病治療が受けられるためには、指定医療機関の拡充が必須であることから選定しました。	従来の特定疾患治療研究事業において、難病患者が治療を希望していた県内の診療所（実際に難病治療を行っていた県内の診療所）が1,006か所であったことから、現在の指定数が855か所である県内診療所数を、1,006か所まで拡大することを目標値として設定しました。	855か所	1,006か所
131	県民指標	グループホーム等において地域で自立している障がい者数（累計）	障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域での基本的な生活基盤となる居住系サービスの充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて目標値を設定しました。	1,410人 (26年度)	1,871人

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
13101	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	障がい者が地域で自立した生活を送るために、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	平成26年度までの実績と「障害福祉計画」の見込量を勘案し、平成31年度の目標値を設定しました。	6,775人 (26年度)	8,442人
13102	活動指標	一般就労へ移行した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るために、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」での目標値や法定雇用率の引き上げ見込みをもとに、目標値を設定しました。	344人 (26年度)	480人
13103	活動指標	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	農林水産業と福祉との連携を促進するためには、農林水産業者による障がい者雇用だけでなく、作業受委託などの多様な連携の取組を新たに推進していく必要性があることから選定しました。	農業と福祉の連携では、これまでの取組に加え、作業受委託など多様な連携を推進します。林業、水産業と福祉の連携は取り組み始めたばかりであるため、これまでの農福連携の実績もふまえながら、連携できる作業分野を開拓し、全体で毎年9件の取組の増加を目標として設定しました。	65件	101件
13104	活動指標	相談支援事業における支援件数	障がい者が直面する社会的障壁を除去するためには、障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応することが必要であることから、実際に相談支援を行った件数を目標値として選定しました。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の過去5年間の発行数の平均伸び率0.92%と法定雇用率引き上げ見込みをもとに、平成31年度における目標値を設定しました。	55,836件 (26年度)	60,202件
13105	活動指標	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	精神障がい者の長期入院の減少を図り、地域移行を進めることが重要であることから、目標項目を選定しました。	厚生労働省の第4期障害福祉計画の基本指針における目標や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」をふまえた上で、全国上位をめざして目標値を設定しました。	88.0% (26年度)	92.0%
13106	活動指標	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	行政機関等において職員対応要領が策定され、障がい者に対する合理的配慮の提供が進むことは、障がい者の権利擁護と社会参加の推進に重要であることから、目標項目を選定しました。	県内の行政機関等（県、市町等（29市町、地方独立行政法人）、公立大学法人、県100%出資法人）の全てにおいて障害者差別解消法に基づく職員対応要領が策定されることを目標に設定しました。	2.6%	100%

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
132	県民指標	日常生活自立支援事業の利用者数	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で適正に福祉サービスを受けながら生活できる体制の整備状況をあらわす目標項目であり、施策の目標を象徴していることから選定しました。	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況や、本年度の制度見直し後の利用状況等をふまえた上で、この事業の利用がさらに促進されるよう目標値を設定しました。	1,426人 (26年度)	1,920人
13201	活動指標	民生委員・児童委員の相談支援件数	民生委員・児童委員は、県内で4千数十名が委嘱され、それぞれの担当地区において県民に最も近い場所で、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援や安否確認等を担っており、その活動は、地域福祉活動の重要な取組です。そのうち相談支援は、生活困窮者や児童虐待の相談などの県の業務も含み、県民への直接的な相談支援であることから選定しました。	平成24年度から26年度までの相談支援件数の実績の平均件数が107,136件であることから、平成31年度まで、毎年度107,000件以上を目標値として設定しました。	105,559件 (26年度)	107,000件
13202	活動指標	第三者評価を受審した福祉施設の数	公正・中立な立場の第三者評価機関が福祉施設の評価を行うことで、質の高い福祉サービスの提供につながることから選定しました。	社会福祉施設の受審を促進しながら、毎年度5施設の増加をめざし、平成31年度に40施設の受審を目標に設定しました。	17施設 (26年度)	40施設
13203	活動指標	「おもいやり駐車場」の登録施設数	歩行が困難な人の外出支援の制度であり、ユニバーサルデザインのまちづくりの象徴的な取組であることから選定しました。	人口1万人あたり施設数全国ベスト3となる、人口1万人あたりの施設数11.8施設を平成31年度に達成することをめざし、そのためには必要な施設数2,160施設を目標値として設定しました。	1,961施設 (26年度)	2,160施設

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
13204	活動指標	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）	急速な高齢化に対応するには、地域において、行政主導ではなく、自主的に社会参加や生活支援等の活動をする高齢者を増やすことが重要です。そのため、県が地域で自主的に活動する高齢者団体を研修により養成し、養成された団体が地域に帰って、即戦力として活動することをめざし、「地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数」を指標に選定しました。	市町において社会参加や生活支援サービスの担い手として活動するには、おおむね1市町3団体必要と想定し、全市町において養成することを目標として養成団体数を87団体と設定しました。	4団体 (26年度)	87団体
13205	活動指標	就労支援を行う生活困窮者の人数	生活保護に至るおそれがある生活困窮者の自立を図るために、就労が重要かつ効果的であることから選定しました。	平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことから、平成27年4月から9月までの生活困窮者の就労支援者数の実績をふまえながら、平成31年度には、就労自立が見込まれる全ての生活困窮者に対して就労支援を行うことを目標として設定しました。	一	540人
13206	活動指標	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	子どもたちが、県戦没者追悼式や全国戦没者追悼式に参加することにより、戦争の悲惨さや平和への思いをつなげていくことができるから選定しました。	県追悼式での市町代表の子どもによる献花を継続し、子どもの参加を促すとともに、全国戦没者追悼式へ子どもも代表団を継続して派遣することにより、両追悼式の合計で64人の参加を目指として設定しました。	31人	64人
144	県民指標	危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む）	危険ドラッグによる薬物の乱用を防止するためには、危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む。）を0とする必要があることから、警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグの販売店舗に対し、監視指導を実施した後の店舗数を目標項目として選定しました。	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。	1件 (26年度)	0件

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
14401	活動指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計）	危険ドラッグなどの薬物乱用は深刻な問題となっており、薬物乱用防止に対する意識を向上することが重要であることから、目標項目として選定しました。	平成26年度末までの講習会の参加者の実績をふまえ、平成27年度の見込み449,000人から、今後、毎年度6万人ずつの参加者を確保する必要があることから目標値を設定しました。	388,992人 (26年度)	689,000人
14402	活動指標	犬・猫の殺処分数	殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行なうことで減少することから、目標項目として選定しました。	平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして、平成29年度から運用する三重県動物愛護推進センター（仮称）の活用をふまえ、平成31年度の目標値を設定しました。	627匹 (26年度)	200匹 以下
14403	活動指標	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、指標として選定しました。（指標としている不良品は、医薬品等の有効性や安全性に問題がある場合など、医薬品等製造販売業者等自らが回収したものとします。不良品の回収については、医薬品等製造販売業者等は法令上、県に報告義務があります。）	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、100%を達成し、それを維持することを目標として設定しました。	97.3% (26年度)	100%
14404	活動指標	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあつてはならないことから目標項目として選定しました。	全ての生活衛生営業施設において健康被害の発生がないことを目標として設定しました。	99.9% (26年度)	100%
145	県民指標	食品の基準適合の確認率（累計）	食の安全・安心確保のためには、食品衛生法の規格基準や、食品表示法の表示基準、米トレーサビリティ法の基準に適合していることが重要であることから選定しました。	検査した全ての食品と食品表示を行なう全ての製造・加工施設が、平成31年度末までに基準に適合していることを確認することをめざし、平成31年度目標値を設定しました。	16.2% (26年度)	100%

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
14501	活動指標	食品事業者の自主点検実施件数	食品事業者がコンプライアンス意識を高め、衛生管理や食品表示等について自主点検する取組が重要であることから、目標項目として選定しました。	全ての営業許可施設において自主点検を実施していることをめざし、平成31年度目標値を設定しました。	728件 (26年度)	34,200件
14502	活動指標	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の当県での発生を未然に防ぐとともに、発生農場を汚染源とした他農場への感染拡大を防止することが重要であることから選定しました。	畜産物の安全・安心を確保するためには、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生農場を汚染源とした発生拡大を100%防止する必要があることから、100%達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (26年度)	100%
146	県民指標	危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%することを目標として設定しました。	98.6% (26年度)	100%
14601	活動指標	感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計）	保育所、学校、高齢者施設等の集団発生が起こる可能性がある施設では、感染予防を普及啓発する推進者が重要であることから選定しました。	施設等において感染予防の普及啓発等を行う推進者は、小学校区単位で活動できることとし、県内約400校の小学校があることから、平成31年度の目標値を設定しました。	—	400人
14602	活動指標	感染症危機管理に関する訓練実施率	感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防等との連携による訓練の実施が必要であり、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。	県内全ての地域（本庁および9保健所の計10か所）で訓練を実施する必要があることから、平成31年度目標値を設定しました。	20.0% (26年度)	100%
14603	活動指標	保健所におけるHIV（エイズの原因となるウイルス）検査受診者数	HIVは性感染症であるものの、受診につながりにくく、今も感染が広がっていますが、啓発を行うことにより、検査受診者を増加させ、感染拡大を防止することができることから選定しました。	平成22年度から平成26年度までの過去5年間の最大の1,671件を超える1,700件をめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	1,671件 (26年度)	1,700件

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
231	県民指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざす「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標と同じ項目を選定しました。	スマイルプランの総合目標の設定根拠（平成25年度の実績値56.0%をもとに毎年1ポイントずつ上昇）に基づき設定しました。	53.4%	62.0%
23101	活動指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	少子化対策の機運醸成を進めることにより、関心を持った方が県の少子化対策の情報にアクセスすることが考えられることから選定しました。	平成27年2月に「みえ子どもスマイルネット」を開設したことから、平成27年度の平均月間アクセス数をベースに、毎年増加させていくことを目標に設定しました。	—	31,000件
23102	活動指標	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	子育て家庭の経済的負担の軽減や、子育て家庭応援クーポンに賛同する店舗が地域に増加することで地域で子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成が図ることができることから選定しました。	1世帯あたりの協賛店舗数が全都道府県の中で上位水準に入ることをめざし、目標値を設定しました。	350店舗 (26年度)	3,000店舗
	活動指標	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	携帯電話等の利用における子どものネット被害を防ぐためには、フィルタリングサービスの普及が重要であることから選定しました。	フィルタリングサービスの普及を進めている先進県の調査結果における最高値をめざし、目標値を設定しました。	59.1%	72.4%
23103	活動指標	ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	小中学校において、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっていることから選定しました。	子どもの自己肯定感の醸成や家族の大切さ、性や命の大切さを学ぶ事業であり、全市町での実施が望ましいことから目標値を設定しました。	10市町 (26年度)	29市町
	活動指標	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	家族の役割や家庭を築くこと、子育ての意義を考える機会を設けるとともに、妊娠・出産の医学的知識等を習得することができるライフプラン教育を充実させる必要があることから選定しました。	高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を学ぶ事業であり、全ての県立高等学校での実施が望ましい取組として設定しました。	38.6% (26年度)	100%
23104	活動指標	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)【創】	男性が子育てに積極的に関わることが重要であり、「みえの育児男子プロジェクト」への参画は職場や地域社会の中で男性の育児参画の考え方方が広まるのを示すことから選定しました。	男性の育児参画の推進にして企業への働きかけを進めている先進県の実績数と同程度の数を目標値として設定しました。	19 企業・団体 (26年度)	300 企業・団体

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
232	県民指標	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数【創】	妊娠婦・乳幼児やその家族に対して、必要な母子保健サービスがワンストップで切れ目なく行われることが必要であることから選定しました。	全ての市町で切れ目のない妊娠婦・乳幼児への母子保健対策（ポピュレーションアプローチ）を行えるよう、目標値を設定しました。	24市町	29市町
23201	活動指標	出逢いの場の情報提供数【創】	結婚を希望する人に、出逢いの場が提供されることが求められていることから選定しました。	先進県の状況も参考に、結婚を希望する人に、県内各地の出逢いの機会が情報提供されている数値として目標を設定しました。	15件 (26年度)	240件
23202	活動指標	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数【創】	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	26年度の助成事業の実施状況等をふまえ、27年度の実績見込みである約10市町から倍増することを目標値として設定しました。	5市町 (26年度)	20市町
23203	活動指標	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	切れ目のない妊娠婦・乳幼児への保健対策を推進していくためには医療機関との連携が必要であることから選定しました。	県内のどの地域においても行政と医療機関との連携が行われることをめざし目標を設定しました。	22市町 (26年度)	29市町
233	県民指標	保育所の待機児童数【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備するためには、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	保育所における待機児童をなくすことをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	98人	0人
23301	活動指標	放課後児童クラブの待機児童数【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備するためには、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	放課後児童クラブにおける待機児童をなくすことをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	86人	0人
23302	活動指標	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数【創】	子どもの能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう、関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちの学習環境を整えることが必要であることから選定しました。	全市町において学習支援を利用できる環境整備をめざし、平成31年度の目標を設定しました。	6市町 (26年度)	29市町
23303	活動指標	「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合【創】	発達支援が必要な子どもが、身近な地域において早期支援が途切れることなく受けられるための体制づくりの一つとして、進捗状況を把握することができることから選定しました。	三重県立子ども心身発達医療センターの開設（平成29年6月）までに50%の幼稚園・認定こども園・保育所で導入が行われるよう取組を進め、以降、年10%ずつ拡大（開設初年度の平成29年度のみ移転作業等を勘案し5%とします。）を図るよう、平成31年度の目標を設定しました。	33.1% (26年度)	75.0%

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
23304	活動指標	家庭教育を支援する市町・団体数（累計）【創】	市町や団体等と連携して家庭における教育を進めていくことが重要であることから選定しました。	全市町において家庭教育を支援する取組を実施するとともに、より多くの団体に参画していただくよう、平成31年度の目標を設定しました。	10 市町・団体 (26年度)	74 市町・団体
234	活動指標	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合【創】	小学校の児童と幼稚園・認定こども園・保育所の幼児が交流を行うことは、小学校への円滑な接続につながることから、選定しました。	全ての公私立幼稚園・認定こども園・保育所において、小学校の児童との交流が行われていることをめざして、平成31年度の目標値を設定しました。	—	100%
23401	県民指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後（平成41年度）に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	18.5% (26年度)	21.5%
23402	活動指標	児童虐待により死亡した児童数【創】	平成24年度に発生した死亡事例の教訓をふまえ、目標として選定しました。	虐待による児童の死亡はあってはならないことであり、常に100%の対応をめざす目標数値として設定しました。	0人 (26年度)	0人
23403	活動指標	新規養育里親登録数（累計）	里親委託の推進に向け、新規の養育里親登録数の増加が不可欠であることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後（平成41年度）に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	—	50世帯
		グループホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後（平成41年度）に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	8.5% (26年度)	18.1%